【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成27年10月16日

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大場 典彦

【本店の所在の場所】 東京都文京区関ロー丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関ロー丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

株式

【届出の対象とした募集有価証券の種

類】

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 578,409,300円

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年10月9日(金)現 在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基

準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	630,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年10月16日(金)開催の取締役会決議によります。
 - 2 本募集とは別に、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、当社普通株式4,200,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
 - 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 4 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。単元株式数については、普通株式と優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、優先株式は1株としております。優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これは、優先株式の発行は資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的としているものであること並びに優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、議決権を制限する内容としたことによるものであります。
 - 5 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当				
その他の者に対する割当	630,000株	578,409,300	289,204,650	
一般募集				
計(総発行株式)	630,000株	578,409,300	289,204,650	

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先	の氏名	又は名称	野村證券株式会社	
割当株数			630,000株	
払込金額			578,409,300円	
	本店所	在地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	
	代表者	の氏名	代表執行役社長 永 井 浩 二	
割当予定 先の内容			10,000百万円	
	事業の	内容	金融商品取引業	
	大株主		野村ホールディングス株式会社 100%	
	出資	当社が保有している割当予定先の株式の数		
当社との	関係	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成27年9月30日現在)	32,500株	
関係	取引関	條	一般募集の引受人	
	人的関	係		
当該株券の	保有に	関する事項		

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成27年11月30日(月)	該当事項はあり ません。	平成27年12月1日(火)

- (注) 1 発行価格については、平成27年10月27日(火)から平成27年10月30日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。
 - 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社ヴィア・ホールディングス 本社	東京都文京区関口一丁目43番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号	

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
578,409,300	5,000,000	573,409,300

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 払込金額の総額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限573,409,300円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,821,062,000円と合わせ、手取概算額合計上限4,394,471,300円について、1,052,164,380円を平成27年11月10日に取得及び消却を予定しているB種優先株式の取得資金に、3,342,306,920円を当社グループの設備投資資金に、残額が生じた場合には、平成28年3月31日までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であります。

B種優先株式の取得及び消却の内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 B種優先株式の取得及び消却について」をご参照下さい。

当社グループの設備投資資金は、当社子会社の既存店における集客力及び収益力向上を図るために実施する平成29年3月までのリニュアル((注)1)・リプレイス((注)2)・リモデル((注)3)等の改修と並行して平成30年3月までの店舗の新設等に充当する予定であり、当社から当該各子会社への投融資を通じて行う予定であります。

- (注) 1 リニュアル:業態修復・・・老朽化した設備の更新や、居住性の向上等を実施して、コンセプトを十分に表現できる状態へ修 復すること
- (注) 2 リプレイス:業態転換・・・周辺のマーケットが変化して、出店業態とマーケットのミスマッチが生じた場合等に、他の業態 に転換すること
- (注)3 リモデル:業態改造・・・既存業態のブランド力を活用して、コンセプトの異なる新しい業態へ改造すること

なお、最近の当社グループの概要については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 最近の当社グループの事業内容及び子会社の概要について」に、また、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式4,200,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年11月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により 取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2 B種優先株式の取得及び消却について

(1) 取得の理由

資本政策の一環として、定款の規定に基づく取得であります。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類 B 種優先株式

取得する株式の総数 1,000株(当社が発行した B 種優先株式の全部)

株式の取得価額 定款の規定に従い算定した1株につき1,052,164円38銭

株式の取得価額の総額 1,052,164,380円

取得の相手方株式会社日本政策投資銀行

取得日 平成27年11月10日

取得については、一般募集による当社普通株式の新規発行の払込及び発行の完了を条件とする。

1,000,000円に、当事業年度未払優先配当金額(1,000,000円にB種優先配当率(年率8.5%)を乗じて算出した金額について、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、取得日(同日を含む。)までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額)である52,164円38銭を加算した金額。当該計算は、1年を365日とした日割計算により行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入して算出。

(3) 消却の内容

消却する株式の種類 B 種優先株式

消却する株式の総数 1,000株(上記(2)により取得する株式の全部)

消却の効力発生日 平成27年11月10日

消却については、上記(2)によりB種優先株式の全部を当社が取得することを条件とする。

3 最近の当社グループの事業内容及び子会社の概要について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)に係る連結会計年度末(平成27年3月31日)以 後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間に会社分割等により主要な関係会社の異動がありました。後 記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事 業の内容」に記載した当社グループの事業内容及び子会社の概要は、平成27年9月30日現在以下のとおりとなってお ります。

・外食サービス事業グループ

株式会社 扇屋コーポレーション ・平成16年4月1日 100%株式取得

・小型の飲食店舗の展開、ショッピングセンター内の飲食店舗の展開

・備長扇屋 直営店288店、FC72店、計360店

オーブン亭20店、双語亭12店、カプチーナ7店、虎包6店、

ステーキハウス 6 店、パステル45店、その他直営店23店 合計479店

株式会社 紅とん・平成27年4月1日 会社分割により新設

・小型の飲食店舗の展開

・紅とん 直営店26店、FC6店、計32店 ぼちぼち19店 合計51店

株式会社 一丁・平成23年2月25日 99%株式取得

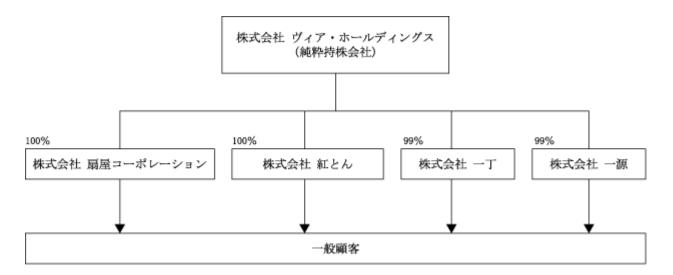
・一丁 直営店20店、FC1店、合計21店

株式会社 一源・平成19年10月5日 99%株式取得

・食彩厨房「いちげん」等の展開

・直営24店

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出 日以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等 のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を抜粋して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク]

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は<u>本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)</u>現在において当社が判断したものであります。

(10) 有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び敷金や保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債(借入金、リース債務及びその他有利子負債)の割合が、平成27年6月30日現在で52.2%と高い水準にあります。したがって今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当該貸出コミットメント契約及び借入金には財務制限条項が設けられています。従来より金融機関とは持続的に良好な関係を築いておりますが、同条項に抵触した場合には、金利の上昇や、期限の利益を喪失することにより、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 敷金及び保証金

当社グループは、飲食事業を展開するにあたり、店舗オーナーと賃貸借契約を結び敷金や保証金の差入れを行っております。
平成27年6月30日現在、敷金及び保証金の残高は、3,127百万円となっており、総資産の15.8% を占めております。店舗オーナーの経営状況の悪化等により敷金や保証金の回収不能が発生した場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 出退店政策について

当社グループは、主に高い集客が見込める都心部及び郊外に出店をしておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、投資回収期間等を総合的に検討して、出店候補地を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、当社グループでは、月次の店舗ごとの損益状況や当社グループの退店基準に基づき業績不振店舗等の業態転換、退店を実施することがあります。業態転換や退店に伴う固定資産の除却損、減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

有価証券届出書(組込方式)

中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ~新たな成長で、新たなステージへ~』の施策を進めるにあたり、既存店の客数を伸ばすことを主な目的として各業態の新規出店、特にリニュアルに積極的に取り組んでおります。新規出店及びリニュアルのためには多額の投資を必要とします。新規出店及びリニュアルの実施に際しては、収益性、投資回収等について事前に十分に検討した上で決定いたしますが、開店後に店舗周辺の競争環境が変化した場合や、事前の検討で把握できなかった問題が生じた場合など、計画していた収益を下回ることや、店舗設備の除却、減損処理を行う必要が生じること等により、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載した重要な設備の新設計画及び改修計画は、本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)現在(ただし、既支払額については平成27年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (増加客席数)
株式会社扇屋コーホ	株式会社扇屋コーポレーション							
やきとりの扇屋 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	39	2		平成27年 9月	平成27年 11月	76
やきとりの扇屋 仙台富沢店	仙台市太白区	店舗設備等	44			平成27年 10月	平成27年 12月	78
やきとりの扇屋 東生駒店	奈良県生駒市	店舗設備等	45	2		平成27年 12月	平成28年 2月	76
鶴亀堂 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	52		増資資金、自己	平成27年 9月	平成27年 11月	25
やきとりの扇屋 新規出店 8 店舗		店舗設備等	360		資金及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	640
鶴亀堂 新規出店 2 店舗		店舗設備等	96			平成28年 4月	平成29年 3月	50
やきとりの扇屋 新規出店10店舗		店舗設備等	450			平成29年 4月	平成30年 3月	800
鶴亀堂 新規出店 3 店舗		店舗設備等	144			平成29年 4月	平成30年 3月	75
株式会社紅とん								
紅とん 新規出店1店舗		店舗設備等	33		増資資金	平成27年 4月	平成28年 3月	60
紅とん 新規出店1店舗		店舗設備等	33		増資資金、自己	平成28年 4月	平成29年 3月	60
紅とん 新規出店 2 店舗		店舗設備等	66		資金及び借入金	平成29年 4月	平成30年 3月	120
株式会社一丁								
魚や一丁 新規出店1店舗		店舗設備等	150		増資資金、自己	平成28年 4月	平成29年 3月	250
魚や一丁 新規出店1店舗		店舗設備等	150		資金及び借入金	平成29年 4月	平成30年 3月	250
株式会社一源	株式会社一源							
いちげん 新規出店1店舗		店舗設備等	108		増資資金、自己	平成28年 4月	平成29年 3月	180
いちげん 新規出店1店舗	A	店舗設備等	108		資金及び借入金	平成29年 4月	平成30年 3月	180

- (注) 1.上記金額には消費税は含まれておりません。
 - 2.上記金額には店舗賃借に係る敷金及び保証金が含まれております。

(2) 重要な設備の改修等

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (増加客席数)
(株)扇屋コーポレー ション 104店舗		店舗設備	1,266	386		平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)紅とん 3 店舗		店舗設備	38	24	借入金及び増資	平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)一丁 1 店舗		店舗設備	41	11	資金	平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)一源 3 店舗		店舗設備	75	46		平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)扇屋コーポレー ション 117店舗		店舗設備	962			平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)紅とん 2 店舗		店舗設備	10		増資資金	平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)一丁 1 店舗		店舗設備	30			平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)一源 1 店舗		店舗設備	30			平成28年 4月	平成29年 3月	
その他		本社機能	100		自己資金及び借 入金	平成28年 4月	平成29年 3月	

⁽注) 上記金額には消費税は含まれておりません。

3 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)の提出日(平成27年6月26日)以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間(以下「報告期間」という。)における自己株式の取得等の状況は以下のとおりであります。

株式の種類 A 種優先株式

- 1 取得状況
 - (1) 株主総会決議による取得の状況 該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成27年10月16日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成27年8月12日)での決議状況 (取得日 平成27年9月30日)		800	800,000,000
報告期間における取得自己株式 (取得日)	9月30日	800	800,000,000
計	-	800	800,000,000
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	100.0

2 処理状況

平成27年10月16日現在

区分	報告期間にお	ナる処分株式数(株)	処分価額の総額(円)
消却の処分を行った取得自己株式	(消却日) 9月30日	800	800,000,000
計	-	800	800,000,000

3 保有状況

平成27年10月16日現在

報告期間末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,337,500
保有自己株式数	2,500

- (注) 1.発行済株式総数は、普通株式24,335,700株、A種優先株式800株及びB種優先株式1,000株の合計であります。
 - 2.保有自己株式は全て普通株式であり、平成27年10月1日から平成27年10月16日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

株式の種類 B 種優先株式

- 1 取得状況
 - (1) 株主総会決議による取得の状況 該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成27年10月16日現在

区分	株:	 式数(株)	価額の総額(円)		
取締役会(平成27年10月16日)での決議状況 (取得日 平成27年11月10日(予定))		1,000	1,052,164,380		
報告期間における取得自己株式 (取得日)	-	-	-		
計	-	-			
自己株式取得の進捗状況(%)		0.0	0.0		

(注) 株式会社日本政策投資銀行より取得し、取得日同日付をもって消却することを決議しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成27年10月16日現在

報告期間末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,337,500
保有自己株式数	2,500

- (注) 1.発行済株式総数は、普通株式24,335,700株、A種優先株式800株及びB種優先株式1,000株の合計であります。
 - 2.保有自己株式は全て普通株式であり、平成27年10月1日から平成27年10月16日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)の提出日(平成27年6月26日)以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成27年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金2.5円、額A種優先株式1株につき50,000円、B種優先株式1株につき85,000円 配当総額225,824,750円(普通株式:60,824,750円、A種優先株式:80,000,000円、B種優先株式: 85,000,000円)

剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに株主総会における定足数の緩和が認められたため、現行定款第13条に規定を新設すること、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条第2項の規定を変更すること及び補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されたため、現行定款第32条第3項の規定を変更することについて承認を求めるものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任の承認を求めるものでありま す。

取締役候補者 徳田 賢二

第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法の規定に基づき、当社及び当社子会社の使用人に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成比率	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	186,294	457	0	(注) 1	94.57%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	186,185	566	0	(注)3	94.52%	可決
第3号議案 取締役1名選任の件	185,998	753	0	(注) 2	94.42%	可決
第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約 権を発行する件	185,162	1,589	0	(注) 3	94.00%	可決

- (注) 1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第79期)	自至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の	事業年度		平成26年4月1日	平成27年10月16日
訂正報告書	(第79期)		平成27年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自	平成27年4月1日	平成27年8月12日
	(第80期第1四半期)	至	平成27年6月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社ヴィア・ホールディングス(E00705) 有価証券届出書(組込方式)

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達 也 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に、事業譲受に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。 前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告 に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヴィア・ホールディングスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達 也 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 澤 孝 宏 業務執行社員 公認会計士 中 澤 孝 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査 人は、当該財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月12日

株式会社ヴィア・ホールディングス 取 締 役 会 御 中

PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤達也 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 仲澤 孝宏 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当第1四半期連結会計期間より、資産除去債務の会計処理方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。